

大仙市「自動販売機の設置場所貸付」公募要項（案）

1 公募の目的

本公募は、自動販売機の設置場所を貸し付けるため、競争入札方式（期間入札）により、当該場所を借受ける事業者等の募集を行うもの。

2 スケジュール

スケジュールについては、下記のとおりとする。ただし、やむを得ない事情により変更する場合がある。

項 目	日 程
公募要項の配布	令和8年2月2日(月)～令和8年2月16日(月)
質問の受付及び回答	令和8年2月2日(月)～令和8年2月9日(月) ※回答は随時、大仙市ホームページに掲載
応募書類の提出期間 (郵送のみ)	令和8年2月2日(月)～令和8年2月16日(月)必着

なお、借受候補者等の決定は、令和8年2月下旬に通知するが、借受候補者の決定がくじによることになった場合は、くじの実施日等を通知する。

また、賃貸借契約は、借受候補者決定の日から5日以内に締結するものとする。

3 参加資格要件

- (1) 秋田県内に事業所等を有する法人、又は大仙市内に居住する個人であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (3) 大仙市建設工事入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止または、指名差し控えの措置を受けていないこと。
- (4) 大仙市税の滞納がない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定がなされた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定がなされた者を除く。）、破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147条）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (8) 応募時も現に自動販売機の管理・運営を行っている者であること。
- (9) 自ら自動販売機の管理運営等を全て行うことができる者であること。

※なお、市に提出した書類に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

4 対象物件等

- (1) 自動販売機の設置場所を貸し付けるものとする。
- (2) 入札物件は、自動販売機入札物件一覧表のとおりとする。
- (3) 貸付期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。
- (4) 設置箇所は、別紙「物件調書」のとおりとする。
- (5) 仕様等は「自動販売機の設置に係る市有財産貸付仕様書」のとおりとする。

5 応募（契約）の主な条件等

(1) 賃貸借契約

借受者は、大仙市と地方自治法第238条の4第2項及び大仙市財務規則第189条の規定に基づく行政財産の土地や建物の一部貸付に係る契約を締結することとする。

(2) 貸付料の遅延損害金

借受者は、指定期日までに貸付料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、貸付料に年14.6パーセント（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納めなければならない。ただし、遅延損害金の確定金額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(3) 電気料金の支払い

借受者は、本契約に基づき設置した自販機に電気使用量を計測するメータを設置し、メータにより当該自販機に係る電気使用量を月ごとに計測し、次の式により電気料金を計算するものとする。

電気料金（消費税込み、円未満切り捨て）＝自販機電気使用量×（自販機設置施設の当該契約電気料総額／自販機設置施設の当該契約電気総使用量）

電気料金は、基本料金、電力量料金（燃料費等調整額を含む）、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計金額とし、月ごとに市の発行する納入通知書により、その指定期日までに支払わなければならない。ただし、借受者が直接電気の引込を行い、電力供給契約を締結する場合は除く。

（４）貸付物件の引渡し

貸付物件は、現状有姿で貸付期間の初日に、借受者に引き渡すものとする。

（５）契約不適合責任

借受者は、賃貸借契約の締結後、貸付物件に数量の不足その他契約不適合事項を発見しても、貸付料の減額、損害賠償その他の請求をすることはできない。

（６）現状の変更

借受者は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって市に申し出て、承認を得なければならない。申し出があったとき市は、速やかに事情を調査し、その認否を書面により借受者に通知するものとする。

（７）修繕義務等

市は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、貸付物件の維持、保存、改良その他の行為をするために支出する経費は、すべて借受者の負担とする。

（８）き損の報告

借受者は、貸付期間中において、貸付物件の全部又は一部がき損した場合には、直ちに大仙市にその状況を報告しなければならない。また、借受者の責めに帰する事由により貸付物件の全部又は一部がき損したときは、借受者の責任において原状回復をしなければならない。

（９）転貸等の禁止

借受者は貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、貸付物件を転貸し、又は貸付物件の使用目的を変更してはならない。また、本契約に基づく自販機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託してはならない。

（１０）実地調査等

借受者は４月３０日までに前年度の貸付物件にかかる売上状況等を市に報告しなければならない。この場合において、借受者は報告を怠ってはならない。

（１１）違約金

借受者は、期間中に仕様書及び義務に違反したときは、貸付料（年額）の１０分の１に相当する額を大仙市に支払わなければならない。ただし、やむを得ない事情であると市が認めたときは、この限りではない。

(12) 契約の解除

① 大仙市は、以下のいずれかに該当する場合には、賃貸借契約を解除することができる。

ア 市が公用、公共用又は公益事業の用に供するため、貸付物件を必要とするとき。

イ 市が施設を廃止したとき。

ウ 借受者が納付期限後3か月以上経過しても貸付料の支払わないとき。

エ 借受者が契約に定める義務を履行しないとき。

オ 借受者の重要な事項に関して、虚偽があったとき。

カ 借受者が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他破産法制上の手続について、申立てをしたとき又は第三者（借受者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。

キ 借受者が主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃業、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

ク 借受者は自己の都合により契約を解除することができる。ただし、3か月前に市に通知しなければならない。

② 前記①のアからクの規定により大仙市が解除権を行使したときは、次に定めるとおり取り扱うものとする。

ア 借受者は、大仙市に損害があるときは、その損害を賠償しなければならない。

イ 借受者は、大仙市の解除権の行使に伴い発生した損失について、大仙市にその補償を請求することはできない。

(13) 暴力団等の関与に対する大仙市の解除権

大仙市は、借受者の役員又は経営に事実上参加している者が集团的又は常習的に暴力行為を行うおそれのある組織の関係者であると認められることが判明したときは、本件契約を解除することができる。この場合において、解除権の行使により借受者に損害があっても、大仙市はその損害の賠償の責を負わない。

(14) 貸付料の清算

この契約が貸付期間の途中で解除された場合において、その原因が、(12) のアによるときその他借受者の責めに帰することができない事由によるものであると市が認めた場合を除き、市は既存の貸付料のうち未経過期間の貸付料に相当する額を返還しないものとする。

(15) 貸付物件の返還

借受者は、貸付期間が満了又は契約が解除された場合、市が指定する期日までに原則として貸付物件を自らの費用で原状回復の上、返還しなければならない。ただし、貸付期間の満了前に、大仙市と協議し、大仙市が原状回復の必要がないと認める箇所については、この限りでない。

(16) 損害賠償

借受者は、その責めに帰する事由により貸付物件の全部又は一部を毀損した場合や、本件契約に定める義務を履行しないため大仙市に損害を与えた場合については、大仙市に損害を賠償しなければならない。（ただし、（８）の規定により当該物件を原状に回復した場合は、この限りではない。）

(17) 第三者への賠償

借受者は、借受者が貸付物件に設置した工作物等により、第三者が損害を被ったときには、一切の責任を負担するものとし、すべて借受者において処理を行い、大仙市に何らの負担も生じさせないものとする。

(18) 費用負担等

借受者は、自動販売機が使用できるようにするための費用をすべて負担することとし、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを大仙市に請求することはできない。また、賃貸借契約の締結に要する費用は、借受者の負担とする。

(19) 住所等の変更の届出

借受者は、借受者の所在地（又は住所）、商号又は名称、連絡先電話番号等に変更があったときは、速やかに大仙市に対して届け出なければならない。

6 申込等

(1) 応募手続き等

① 公募要項の配布

配布期間 令和8年2月2日(月) ～ 令和8年2月16日(月)

配布方法 大仙市役所のホームページからダウンロードすること。

大仙市ホームページ <https://www.city.daisen.lg.jp>

※市役所窓口での配布は行わない。

② 応募書類の提出

応募書類

下記書類について各1部提出すること。なお、ウ～カについては、提出日前3ヶ月以内に発行された書類を提出すること。

ア 応募申込書兼誓約書（様式1）及び 連絡先届（様式2）

借受希望価格（年額、税抜き）を明記すること。なお、落札決定に当たっては、借受希望金額に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を借受希望金額に記載すること。

イ 委任状（様式3）

本公募の案件に係る大仙市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、委任状を作成して提出すること。

ウ 登記事項証明書（応募者が法人の場合）

法務局発行の現在事項全部証明書（又は履歴事項全部証明書）を提出すること。

エ 住民票及び登記されていないことの証明書（応募者が個人の場合）

- ・大仙市発行の住民票を提出すること。
- ・法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するもの。

オ 大仙市税を滞納していないことの証明書

大仙市発行の納税証明で「完納を証明するもの」を提出すること。なお、大仙市の課税がない場合でも提出すること。

カ 代表者の印鑑証明書

キ 設置を希望する自動販売機のカタログ

提出期限 令和8年2月16日（月）必着

提出先 大仙市大曲花園町1番1号 大仙市総務部財産活用課財産活用班

提出方法 応募書類について、「ア」は物件ごとに内封筒に入れ、内封筒の表面には、物件番号及び施設名を記載したうえで、封印し、一般書留又は簡易書留で郵送すること。「イ」～「キ」は1部で構わない。
なお、郵送以外の方法による受付は行わない。

備考

ア 応募者は、応募書類の提出をもって本公募要項の内容を承諾したものとみなす。

イ 応募書類の差替え等はできない。また、提出期間終了後の追加資料の提出はできない。

ウ 上記応募書類のほか、必要に応じて書類の追加提出を求めることがある。

エ 提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

オ 提出された書類は、今回の公募以外には使用しない。

カ 応募書類の作成及び提出に要した経費は、全て応募者の負担とする。

③ 質疑の受付及び回答

本公募に係る質疑については、以下のとおり受け付け、回答する。

受付期間 令和8年2月2日（月）～ 令和8年2月9日（月）

提出先 大仙市大曲花園町1番1号 大仙市総務部財産活用課財産活用班
（電子メール） zaikatsu@city.daisen.lg.jp

提出方法

質疑書（様式4）は、電子メールで提出すること。電子メールで送信する際のタイトルは「自動販売機の設置場所貸付公募に関する質疑」と明記すること。また、送信後、電話にて受領の確認を行うこと。なお、電話による質疑の受付は行わない。

回 答

回答は、（１）①の大仙市ホームページにおいて行う。その際、質問者名は公表しない。なお、回答については公募要項の一部を構成するものであり、同等の効力を有するものとなる。

（２）借受候補者の選定

① 選定方法

借受候補者の選定にあたっては、期間入札方式によるものとし、応募期間内に応募を受け付け、応募期間終了時において、以下の選定基準に基づき借受候補者を決定する。

また、借受候補者が契約をしない場合には、選定基準に照らし次に優位な応募者を次順位者として、借受候補者に繰り上げる。

借受候補者は、賃貸借契約の締結をもって、借受者となる。

② 選定基準

ア 予定価格以上で、借受希望価格（税抜き、年額）が最高価格の者が落札者に決定する。なお、設置台数が複数台の場合は、予定価格以上で、借受希望価格（税抜き、年額）が高い順に落札者に決定する（１者が１台ずつ落札する）。

イ 借受希望価格（税抜き、年額）が同額となり、落札者となるべき者が複数名いる場合は、当該候補者にくじを引かせ、落札者を決定する。

ウ 設置台数が複数台の場合は、落札額が高い順に設置する位置を決定するものとする。ただし、落札者となった者の落札額が同額の場合は、くじを引かせ選択順を決定するものとする。

③ 失格要件

借受候補者が、次の要件に該当すると認められる場合は失格とする。

ア 借受候補者が、本公募要項の定める参加資格要件を満たしていない場合

イ 応募書類の内容が、本公募要項の示す要件を満たしていない場合

ウ 応募書類等に虚偽の記載があることが判明した場合

④ 借受候補者の決定及び公募結果の通知、公表

借受候補者は、令和８年２月下旬、借受候補者となった旨を通知する予定である。公募結果は、貸付契約締結後、大仙市ホームページにおいて、借受者の名称（個人の場合は個人である旨）、貸付額を公表する。

⑤ 借受候補者の決定の取消し

次の場合には、借受候補者の決定を取り消す。

- ア 著しく社会的信用を損なう等により、借受候補者として相応しくないと大仙市が判断した場合
- イ 借受候補者が本公募要項の定める応募者の資格要件に適合しなくなった場合
- ウ 借受候補者が本件契約を締結しない場合

7 契約締結等

(1) 契約の締結

① 賃貸借契約の締結

- ア 借受候補者は、行政財産借受申請書を提出すること。
- イ 市と借受候補者との間で、賃貸借契約の締結にあたっての細目を確認する。
- ウ 契約書の参考例は、別紙のとおりとする。
- エ 本件契約締結に関して必要な費用は、借受者の負担とする。
- オ 契約は、借受候補者の決定の日から5日以内に締結する。

② 契約保証金

免除する。

(2) 代金の納付

① 納付期限

- ア 貸付料の納付は、大仙市が発行する納入通知書により、指定する期限までに納付すること。
- イ 納付期限が、民法第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、金融機関の翌営業日を納付期限とする。

② 遅延利息

借受者は、指定期日までに貸付料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、貸付料に年14.6パーセント（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納めなければならない。ただし、遅延損害金の確定金額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

③ 貸付料の調整

貸付初年度など、1年に満たない貸付期間等が発生した場合、1年に満たないものは月割りにより調整する。

(3) 貸付物件の引渡しと返還

本公募要項「5 応募（契約）の主な条件等」における「(4) 貸付物件の引渡し」および「(15) 貸付物件の返還」を参照すること。

8 留意事項等

(1) 申込の取り消し

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式5）を受付期間の最終日までに応募書類の提出先まで提出すること。

(2) その他

- ① 事情により予告なく公募を取り止める場合がある。
- ② 本公募要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、大仙市財務規則その他関係法令等の定めるところによる。

(3) 問い合わせ先

（住 所）〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号

（所 属）大仙市総務部財産活用課財産活用班

（電 話 番 号）0187-63-1111（内線283） （FAX）0187-63-1119

（電子メール）zaikatsu@city.daisen.lg.jp